

事業概略書

事業名	知的障害の認定基準に関する調査研究
事業目的	<p>身体障害と精神障害は法律上定義され福祉サービスの対象として位置づけられているが知的障害については定義がなされておらず、知的障害の認定については、国の通知に基づく都道府県・市の実施要綱により各更生相談所・児童相談所において実施されており、認定基準や判定方法は基本的には全国的に同じとなっているが、実態としては都道府県・市に異なっている現状があり統一した認定基準作成の要望がある。</p> <p>本事業は知的障害の定義に関する国際的動向及び自治体の判定基準等に関する現状と課題について明らかにし、主な論点を整理することにより知的障害の認定基準に関する今後の検討に資することを目的とする。</p>
事業概要	<p>1. 検討委員会の設置、開催</p> <p>検討委員会は法律、医学、心理、社会福祉、教育等の学識経験者および児童相談所等の職員、障害福祉サービス事業所の職員等で構成。</p> <p>2. 文献調査</p> <p>検討委員による各分野の国際情勢を踏まえた文献による調査。</p> <p>3. 実態調査</p> <p>都道府県および政令指定都市の障害主管課、児童相談所、更生相談所等、計221カ所に対する療育手帳の名称、交付年齢、判定基準・マニュアルの有無、判定ツール、適応行動尺度等に関するアンケート調査。</p>
事業実施結果及び効果	<p>実態調査の結果として、知的障害の等級（2～7段階）、知能検査委のツール（主にビネー系）、適応行動尺度のツール（主にS-M社会生活能力調査）などの現状、自由意見からは現行制度の不具合や基準の統一化を求めるものが多いことなど、現行制度の課題に関する論点整理ができた内容である。</p> <p>また文献調査からは、DSM-5の診断基準においてIQ値が削除されることを踏まえて、判定基準のあり方、発達障害の取り扱い等の課題となることが述べられており、今後の議論において活用されることが期待される。</p>
事業主体	<p>郵便番号：160-0023 所在地：東京都新宿区西新宿7-8-10 オークラヤビル2F 法人名：社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会 電話番号/E-MAIL：03-5389-2600/s_nishimura@ikuseikai-tky.or.jp</p>

(注)

- 1 本様式の作成にあたっては、厚生労働省ホームページに掲載するため、一般に公開することを想定し、分かりやすい表現に努めること。
- 2 本様式は、事業の概略をまとめるために作成するものであり、別途実施した事業についての成果物を必ず提出すること。
- 3 「事業目的」、「事業概要」、「事業実施結果及び効果」について、それぞれ250字程度で簡潔に記入すること。